

署外申告会場

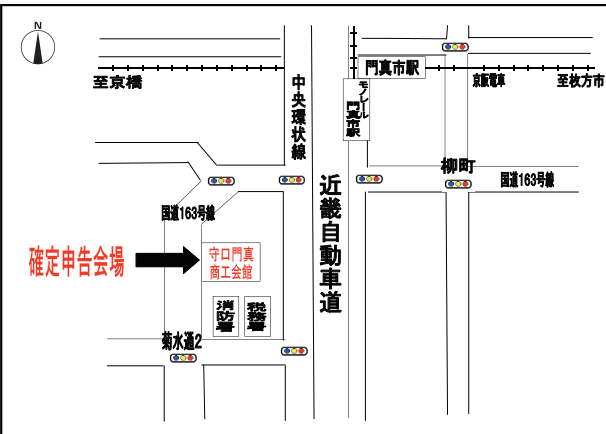
会場	開催日程 【土・日・祝日などを除く※】	相談時間
守口門真商工会館 (門真市殿島町 6-4)	2月3日(水)~3月15日(火)	9:00~17:00 注 混雑状況により、16:00 ごろに受付を終了する場合があります。

※ 閉庁日対応により、2月21日(日)・28日(日)は開催予定です。

備 開催日程の期間中、税務署庁舎内に申告相談会場はありません。

贈与税の申告相談についても、署外申告会場(守口門真商工会館)で対応しています。

確定申告会場



注 会場では納税できません。近くの金融機関などを利用してください。

開設期間中、門真税務署庁舎内では作成済の申告書の受付(提出)、納税、納税証明書等の発行および用紙の交付のみを行い、申告相談は行いません。

会場の都合上、なるべく午後4時ごろまでにお越しください。

会場は駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

2月3日(水)から

確定申告相談会場開設

門真税務署の確定申告会場は「守口門真商工会館」



還付申告特設会場

会場	開催日程(2月)	相談時間
大東市立市民会館 (2階ホール1・2)	3日(水)~5日(金)	9:30~11:30
四條畷市民総合センター (1階展示ホール)	9日(火)・10日(水)	13:00~15:00

備 譲渡所得(株式・不動産など)に関する相談は行っていません。申告書の提出のみの方は、税務署に郵送などで提出してください。

問 門真税務署個人課税部門
TEL 06・6909・0181

備 自動音声による案内です。アナウンスに従い操作してください。

還付申告センター

会場	開催日程 【土・日・祝日を除く※】	相談時間
JR北新地駅前会場 (大阪駅前第2・第3ビル間 地下歩道)	2月2日(火)~15日(月)	9:30~16:00

※ 閉庁日対応により、2月21日(日)・28日(日)は開催予定です。

還付申告センター開設
申告書用紙・届出書などの交付、申告書作成アドバイスおよび申告書を受け付けています。住所にかかわらず、どの会場でも利用できます。

問 納税課
TEL 06・6992・1851
1854

備 自動継続されます。

すでに利用している人は、

個人市府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などの納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。なお、平成28年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日(木)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

納税には便利な
口座振替のご利用を



問 納税課
TEL 06・6992・1851
1854

個人市府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などの納期が過ぎていきます。納めていない人は、至急連絡してください。

忘れていませんか
市税の納付

ご存じですか
固定資産税・都市計画税
納税通知書の再発行

納税通知書は、納税通知書の名宛人に「固定資産税額の名宛人」「納付を請求」するものであり、納税通知書の送達を受けた人には、賦課処分という法的効果が発生します。すでに納税通知書が送達されているにもかかわらず、再度納税通知書を発行すると、納税義務者の人に2回賦課処分を行ったことになってしまうため、再発行できません。納税通知書を紛失などで、課税内容を再度確認したいときは、名寄帳の写しを交付(有料)していただきますので利用してください。

問課税課・土地係・家屋係
TEL 06・6992・1474



個人住民税申告書の発送

昨年(個人住民税)申告書を提出した人を対象に、平成28年度(平成27年分)の個人住民税申告書を1月19日(火)に発送予定です。

新たに個人住民税申告書が必要な人は、問い合わせください。

また、市ホームページには1月下旬に掲載します。

問課税課・市民税係
TEL 06・6992・1456



個人住民税申告の
臨時・休日受付

市では、平成28年度分個人住民税の申告受付を2月16日(火)～3月15日(火)(土・日を除く)に中央公民館で行いますが、混雑緩和のため、下表のとおり臨時・休日受付をします。申告に関する関係書類および印かんを持参してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、税務署へ申告してください。税務署へ確定申告や還付申告を提出した人は、個人住民税の申告は必要ありません。

問課税課・市民税係
TEL 06・6992・1456

『給与支払報告書』の
提出はeLTAXで



eLTAXの詳しい内容や手続きなどは、(社)地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。

HP <http://www.eltax.jp/>

なお、給与支払報告書を電子申告すると、紙での提出は不要です。給与支払報告書の提出期限は、2月1日(月)です。

問課税課・市民税係
TEL 06-6992-1456

臨時・休日受付会場

日程	場所	受付時間
2月 2日(火)	東部公民館	9:30~14:00
3日(水)		9:30~12:00
4日(木)	庭窪公民館	9:30~14:00
5日(金)	南部公民館	9:30~12:00
20日(土)	中央公民館	10:00~15:00
3月 13日(日)		



平成30年度から個人住民
税の特別徴収を徹底

大阪府からのお知らせ

大阪府と府内全43市町村は、平成30年度から、原則としてすべての事業主の皆さんを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。この取り組みを知ってもらうため、府と府内市町村とでオール大阪共同アピールを採択しました。

詳しくは大阪府ホームページをご覧ください。
HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/atacater/>

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員(納税義務者)に代わって市町村に納入する制度です。

事業主は、地方税法の規定により、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

事業主にとっては、所得税のように税額の計算や年末調整をする必要がありません。従業員にとっては、金融機関などで納付する手間が省け、納め忘れがなくなります。

個人住民税の特別徴収へのご理解とご協力をお願いいたします。

問大阪府北河内府税事務所
TEL 072・844・1331



償却資産(固定資産税)の申告

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に供することがのできる資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

市内に償却資産を所有している人は、平成28年1月1日現在の償却資産の内容(取得年月、取得価格、耐用年数など)を申告する必要があります。2月1日(月)までに申告書を提出してください。

提・問 課税課・家屋係
TEL 06・6992・1474



「森林環境税」による取り組みをスタート

大阪府からのお知らせ

近年、局地的な集中豪雨が頻発する一方で、間伐などの停滞で、森林が果たしてきた災害防止をはじめとするさまざまな公益的機能が低下しています。

自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代につなぐため、森林保全対策を緊急かつ集中的に実施する財源として森林環境税を創設します。府民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〈森林環境税のしくみ〉

- 納める額
年額300円(個人府民税均等割額に加算)
- 納める人
個人府民税均等割の納税者と同じ
- 期間
平成28年度〜31年度までの4年間

問 府民お問合せセンター
TEL 06・6910・8001

軽自動車税の税率変更

地方税法の改正に伴い、平成28年度からグリーン化特例(軽課)を適用するなどの市税条例の一部を改正しました。

平成27年度以降の適用税率は次のとおりです。

問 課税課・税政係 TEL 06-6992-1458

○原動機付自転車および二輪車など

区分	税率(年額)		
	平成27年度まで	平成28年度～	
原動機付自転車	排気量 50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	1,200円	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 20cc 超 50cc 以下	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc 超)	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	そのほか (フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

○三輪以上の軽自動車など

区分	税率(年額)			
	平成27年度～		平成28年度～	
	自動車検査証の初度検査年月が平成27年3月以前のもの<現行税率>	自動車検査証の初度検査年月が平成27年4月以降のもの<新税率>	自動車検査証の初度検査年月から13年を超える車両(経年重課)※	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
	貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円

※電気・天然ガス自動車などは対象外です。平成28年度の対象車は平成14年12月以前のものとなります。

○グリーン化特例

平成27年4月1日～平成28年3月31日の間に初度検査を受けた軽自動車のうち、下表の車両については平成28年度のみ軽自動車税が軽減されます。

区分	税率(年額)				
	標準	電気・天然ガス自動車 75%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車		
			50%軽減	25%軽減	
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用(営業用)	6,900円	1,800円	平成32年度燃費基準 +20%達成車 3,500円	平成32年度燃費基準 達成車 5,200円
	乗用(自家用)	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物(営業用)	3,800円	1,000円	平成27年度燃費基準 +35%達成車 1,900円	平成27年度燃費基準 +15%達成車 2,900円
	貨物(自家用)	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

注 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%達成車(★★★★)に限る。